

静岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第4号

静岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県営住宅条例施行規則（平成9年静岡県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
三島北上住宅	(略)	三島北上住宅	(略)
<u>アムール石塚</u>	<u>沼津市岡一色</u>		
ロイヤル・メゾン	(略)	ロイヤル・メゾン	(略)
(略)		(略)	
平和住宅	(略)	平和住宅	(略)
<u>エクセルシオール</u>	<u>静岡市駿河区石田</u>		
<u>ファミリーユ富士見</u>	<u>静岡市駿河区有東</u>		
<u>サンライト</u>	<u>静岡市清水区渋川</u>		
ブランドール葵	(略)	ブランドール葵	(略)
(略)		(略)	
早出住宅	(略)	早出住宅	(略)
<u>エステート領家</u>	<u>浜松市中央区領家</u>		
ソレアード曳馬	(略)	ソレアード曳馬	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1アムール石塚の項を削る改正 令和7年2月1日
- (2) 別表第1エクセルシオールの項を削る改正 令和7年3月1日
- (3) 別表第1ファミリーユ富士見の項及びエステート領家の項を削る改正 令和7年4月1日
- (4) 別表第1サンライトの項を削る改正 令和7年5月1日